

「浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定書」解釈書

「浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定書」解釈書

浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定（以下「協定」という。）の当事者「甲」である静岡県と、当事者「乙」である島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、袋井市、吉田町及び森町と、当事者「丙」である中部電力株式会社は、協定に定められた事項の実効的な運用を図るため、協定締結の趣旨、県・四市協定運用の状況を踏まえ、協定記載事項等についての解釈を次のとおり、とりまとめる。

1 協定前文

(1) 協定締結当事者

乙は、国の原子力規制委員会策定の「原子力災害対策指針」に基づき、甲が静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）において設定した「緊急時防護措置を準備する地域」（以下「UPZ」という。）を行政区域内に持つ市町のうち、牧之原市、掛川市及び菊川市を除く市町である。

なお、甲は、UPZの範囲について、浜岡原子力発電所を中心として概ね半径31kmの範囲としている。

(2) 乙の地域

「乙の地域」とは、UPZの範囲内で、牧之原市、掛川市及び菊川市を除く区域である。

2 関係法令の遵守等（協定書第1条）

(1) 放射性廃棄物の低減を図る

「放射性廃棄物の低減を図る」とは、発電所で発生する、又は発電所から放出される放射性廃棄物の量の低減を図ることをいう。

なお、放射性廃棄物とは、放射性物質を含む固体、液体又は気体状の物質で廃棄すべき状態にあるものをいう。

3 防災対策（協定書第2条）

(1) 災害対策基本法その他の法令に定める防災に関する責務

「災害対策基本法その他の法令に定める防災に関する責務」とは、

災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、防災基本計画、地域防災計画、防災業務計画に定める防災に関する責務をいう。

(2) 甲及び乙が行う乙の地域の防災対策

「甲及び乙が行う乙の地域の防災対策」とは、甲及び乙が災害対策基本法その他の法令に基づいて行う、乙の地域における地域防災計画の策定、防災体制の整備、原子力防災訓練等をいう。

(3) 甲及び乙の協議

「甲及び乙の協議に応ずる」とは、甲及び乙が行う乙の地域の防災対策について、甲及び乙の求めに応じて協議を行い、協力(合同で防災訓練を行うなど)することをいう。

4 環境放射能の測定(協定書第3条)

(1) 環境放射能の測定

甲及び乙が実施する「必要な測定」とは、原子力防災対策に資することを目的として、協定締結時に甲が実施している調査を継続することをいう。

なお、丙が実施する「必要な測定」については、甲、乙及び丙が協議の上、別途定める。

5 通報義務(協定書第4条)

(1) 別に定めるところ

「別に定めるところ」とは、「浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する通報措置要領」(以下「通報措置要領」という。)をいう。

6 浜岡原子力発電所周辺環境安全連絡会の設置(協定書第7条)

(1) 浜岡原子力発電所周辺環境安全連絡会規程

甲、乙及び丙は、「浜岡原子力発電所周辺環境安全連絡会規程」を別途定める。

(2) 安全を確認する

「安全を確認する」とは、県・四市協定に基づく原子力発電所環境安全協議会にて確認された調査結果の報告や第3条の測定結果を確

認することをいう。

7 損害の補償(協定書第8条)

(1) 損害

「損害」には、いわゆる風評被害によるものも含むものとする。

8 その他一般事項

(1) 事前了解

本協定には、原子炉施設の設置、変更等を行う場合における、いわゆる「事前了解」に関する規定がないが、これは、通報措置要領に基づいて事前に通報がされ、「立入調査の同行」や「措置の要求に係る通報」を通じた事前協議により、実質的に事前了解が担保されている県・四市協定に準じた安全体制を確保できることによる。

以上

平成 28 年 7 月 8 日

甲 静岡県知事 川勝 平太

乙 島田市長 染谷 絹代

磐田市長 渡部 修

焼津市長 中野 弘道

藤枝市長 北村 正平

袋井市長 原田 英之

吉田町長 田村 典彦

森町長 太田 康雄

丙 中部電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員 勝野 哲